

パブリックコメント（市民意見提出制度） 「帰還支援一時宿泊所条例・施行規則の廃止（案）」

パブリックコメント手続を実施します。

皆さんの意見や提案をお寄せください。

意見等の提出方法は、いずれも書式は自由です。意見のほかに住所、氏名、電話番号を明記の上、窓口へ持参するか郵便又はファクス、電子メールなどで各提出先に提出してください。なお、法人や団体の場合は、名称、所在地、代表者を明記してください。

【意見等の提出期間】

2月1日（水）～20日（月）

【素案の公表場所（閉庁日、休館日を除く）】

建築住宅課、各区役所市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

【公表期間】

2月1日（水）～20日（月）

【提出先・問合せ】

〒975-8686 原町区本町二丁目27

南相馬市役所建築住宅課 ☎245253 FAX246151

✉kenchikujutaku@city.minamisoma.lg.jp

【条例等廃止の趣旨】

市外（相馬市及び新地町を除く）へ避難している市民が、生活再建のため一時的に帰宅して住宅修繕等を行う場合の拠点である、雇用促進住宅北長野宿舎の空き住戸を借用して設置している一時宿泊所を廃止するため、条例・規則を廃止します。

【条例等廃止の概要】

平成28年4月以降、特に7月12日以降は、旧避難指示区域での宿泊が可能となり、帰還支援一時宿泊所（原町区の4部屋）の利用が減少していることから、一時宿泊所の役割は終了したものと考え、平成29年3月31日で一時宿泊所を廃止します。

代替施設については、帰還準備旅館宿泊支援事業（小高区内の旅館最大3部屋）で対応します。